

政令第 号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項、第二十条第一項及び第三項並びに第二十一条第四項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第一百号）第三十五条第二項及び第四十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第七号から第十一号までを削り、第十二号を第七号とし、第十三号から第十八号までを五号ずつ繰り上げ、第十九号から第二十六号までを削り、第二十七号を第十四号とし、第二十八号から第三十号までを十三号ずつ繰り上げ、同項第三十三号中「第四十条」を「第三十七条第十号」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第三十四号を同項第二十一号とし、同項第三十五号から第五十五号までを十三号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第五十号から第五十四号まで」を「前項第三十七号から第四十一号まで」に改める。

第六条第一項中第十一号を第十六号とし、第三号から第十号までを五号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の

五号を加える。

三 公共用地取得制度に関すること。

四 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

五 直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関すること。

六 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。

七 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関すること。

第六条第二項中「前項第十号及び第十一号」を「前項第十五号及び第十六号」に改める。

第七条第一項第十九号中「総合政策局」を「土地・水資源局」に改める。

第十二条第一項第二号中「総合政策局」を「政策統括官」に改める。

第十五条第四項中「、同項第四号及び第五号に掲げる事務、同項第八号に掲げる事務（航空路誌の編集に

関することに限る。)並びに同項第九号」を「並びに同項第四号、第五号及び第九号」に改め、同条第五項中「、同項第八号に掲げる事務(技術部の所掌に属するものを除く。)」並びに同項第十号」を「並びに同項第八号、第十号」に改める。

第十七条中第十号を第十八号とし、第五号から第九号までを八号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第四条第一項第四十一号」を「第四条第一項第二十八号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第三号を同条第十号とし、同条第二号の次に次の八号を加える。

三 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。

四 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)第二条第一項に規定する農村地域への同条第二項に規定する工業等の導入の促進に関すること。

五 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第七条第九項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関すること。

六 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること(港湾局の所掌に属するものを除く。)

七 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

八 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること（航空局の所掌に属するものを除く。）。

九 貨物自動車ターミナルに関すること。

十 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること。

第二十条の見出し中「技術総括審議官」の下に「建設流通政策審議官」を加え、同条第一項中「技術総括審議官一人」の下に「建設流通政策審議官一人」を加え、同条中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 建設流通政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する建物その他の施設の建設並びに宅地及び建物の流通に係る市場の整備に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

第二十一条第一項中「十三人」を「十二人」に、「一人」を「二人」に改める。

第三十条第八号中「土木研究所分科会」を「の土木研究所分科会」に改める。

「環境・海洋課

「安心生活政策課

第三十六条第一項中「十九課」を「十七課」に、

国土環境・調整課

を 環境政策課

に、「建設

海洋政策課

」

振興課」を「建設市場整備課」に改め、「貨物流通施設課」、「複合貨物流通課」及び「交通消費者行政課」を削り、同条第二項中「情報企画課」を「情報政策課」に、「建設調査統計課」を「行政情報化推進課」に、「交通調査統計課」を「情報安全・調査課」に改める。

第三十七条中第十三号を第十七号とし、第十号から第十二号までを四号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の四号を加える。

十 国土交通省の所掌に係る公共事業の円滑かつ計画的な実施を推進するための当該各公共事業間の調整に関すること。

十一 直轄事業の施行の合理化のための方策（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること（建設市場整備課及び建設施工企画課の所掌に属するものを除く。）。

十二 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の規定による基本指針の策定の取りま

とめに関する事と並びに同法に規定する整備計画並びに特定周辺整備地区及び施設整備方針のうち建設業者の使用に供するための再生処理を行う特定施設以外の特定施設に係るものに関する事。

十三 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に規定する基盤的技術産業集積活性化計画（船体ブロック製造業及び船用機関製造業に係るものを除く。）に関する事。

第三十八條第五号を削る。

第四十六條を削り、第四十五條を第四十六條とし、第四十四條を第四十五條とする。

第四十三條（見出しを含む。）中「建設振興課」を「建設市場整備課」に改め、同條第一号中「（建設業者に係るものにあつては、専ら専門工事業者に係るもの）として土木一式工事又は建築一式工事を請け負う建設業者以外の建設業者をいう。第六号において同じ。）に係るものに限る。」を削り、同條第九号を同條第十号とし、同條第八号を同條第九号とし、同條第七号を同條第八号とし、同條第六号中「（建設業者に係るものにあつては、専ら専門工事業者に係るものに限る。）」を削り、同号を同條第七号とし、同條第五号を同條第六号とし、同條第四号を同條第五号とし、同條第三号中「建設業者等」を「建設コンサルタント」に改め、同号を同條第四号とし、同條第二号を同條第三号とし、同條第一号の次に次の一号を加える。

二 建設工事の下請契約の適正化に関すること。

第四十三条を第四十四条とする。

第四十二条第一号中「建設振興課」を「建設市場整備課」に改め、同条第二号中「こと」の下に「（建設市場整備課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条を第四十三条とする。

第四十一条を第四十二条とし、第四十条を削る。

第三十九条（見出しを含む。）中「環境・海洋課」を「環境政策課」に改め、同条第一号中「（国土環境・調整課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とし、同条第八号を削り、同条を第四十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（海洋政策課の所掌事務）

第四十一条 海洋政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌事務に係る海洋の開発及び利用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政

策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること（海上保安庁並びに海事局及び港湾局の所掌に属するものを除く。）。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（安心生活政策課の所掌事務）

第三十九条 安心生活政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌事務に関する次に掲げる事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

イ 高齢者、障害者、子ども及び妊産婦が安心して生活するために必要なこれらの者の移動上及び公共施設その他の施設の利用上の利便性及び安全性の向上

ロ 交通に関連する一般消費者の利便の増進及び利益の保護

二 国土交通省の所掌事務に係る輸送及び保管に関連する運賃及び料金に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

三 国土交通省の所掌事務に関する交通に関する事故に係る救済に関する事務の総括に関すること。

四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

第四十七条から第四十九条までを次のように改める。

第四十七条から第四十九条まで 削除

第五十二条第一号中「第四条第一項第四十五号から第四十九号まで」を「第四条第一項第三十二号から第三十六号まで」に改める。

第五十九条（見出しを含む。）中「情報企画課」を「情報政策課」に改め、同条中第三号から第五号までを削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 情報管理部の所掌事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

第五十九条中第六号を第四号とし、第七号を第五号とする。

第六十条及び第六十一条を次のように改める。

（行政情報化推進課の所掌事務）

第六十条 行政情報化推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌事務に関する行政の情報化の推進に関する総合的な政策（情報システムに係る情報の安全の確保に関するものを除く。）の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

二 国土交通省の情報システムの整備及び管理に関すること。

（情報安全・調査課の所掌事務）

第六十一条 情報安全・調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌事務に関する情報システムに係る情報の安全の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

二 国土交通省の保有する個人情報の保護に関すること。

三 国土交通省の所掌事務に関する調査、情報の分析及び統計に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第七十二条中第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、第二号の次に次の五号を加える。

三 公共用地取得制度に関すること。

四 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

五 直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関すること。

六 公有地の拡大の推進に関する法律の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。

七 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関すること。

第八十六条第八号中「総合政策局」を「土地・水資源局」に改める。

第百条第九号中「及び第六号」を「、第四号及び第七号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 河川に関する事業（ダム of 整備に関するものを除く。）の助成に関すること。

第百一条第六号中「河川」を「ダム」に改める。

第百七条第六号中「一般国道及び」を「高速自動車国道（国がその整備を行うものに限る。）及び一般国

道並びに」に改める。

第百十一条第一号中「一般国道」を「高速自動車国道（国がその整備を行うものに限る。）及び一般国道」に改め、「こと（」の下に「高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第五条第一項及び第三項に規定する整備計画の企画及び立案、」を加え、「もの、」を「もの並びに」に改める。

第百十三条第五号中「路政課及び道路交通管理課」を「他課」に改める。

第百十四条の見出し中「課等」を「課」に改め、同条中「及び住宅資金管理官一人」を削る。

第百十五条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「都市再生機構分科会」を「の都市再生機構分科会及び住宅金融支援機構分科会」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号を同条第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 独立行政法人住宅金融支援機構の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関すること（土地・水資源局及び市街地建築課の所掌に属するものを除く。）。

五 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の規定による勤労者財産形成政策基本方針（勤労者の持家の取得又は改良に係る部分に限る。）の策定に関すること。

第百十五条第一号の次に次の一号を加える。

二 住宅（その附帯施設を含む。）の供給、建設、改良及び管理並びにその居住環境の整備（以下この目において「住宅の供給等」という。）に関する事務のうち、住宅資金に関する政策の企画及び立案に関すること。

第百十七条中「（その附帯施設を含む。）の供給、建設、改良及び管理並びにその居住環境の整備（以下この目において「住宅の供給等」という。）を「の供給等」に改め、「及び住宅資金管理官」を削る。

第百二十一条を次のように改める。

第百二十一条 削除

第百二十二条中「業務課」を「鉄道業務政策課」に改める。

第百二十三条第二号中「こと（」の下に「鉄道業務政策課及び」を加える。

第百二十七条を次のように改める。

（鉄道業務政策課の所掌事務）

第百二十七条 鉄道業務政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 鉄道等の利用の促進及び鉄道等による運送サービスの向上に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関すること（他課及び安全監理官の所掌に属するものを除く。）。

第三百三十条第一項中「四課」を「五課」に、「総務課」を「総務課」に改め、同条第二項中「管理課

安全政策課」

」を「自動車情報課」に改める。

第三百三十一条第二号中「こと」の下に「（技術安全部及び安全政策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第九号中「確保」の下に「並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の向上」を加え、同条第十一号中「総合政策局」を「政策統括官」に改め、同条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 自動車損害賠償保障事業特別会計の経理に関すること。

第三百三十一条の次に次の一条を加える。

(安全政策課の所掌事務)

第三百三十一条の二 安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路運送の安全の確保に関すること(技術安全部の所掌に属するものを除く。)

二 道路運送事業の監査に関する基本的な政策に関する企画及び立案に関すること。

第三百三十四条第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、「こと」の下に「(総務課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。

第三百三十五条(見出しを含む。)中「管理課」を「自動車情報課」に改め、同条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 技術安全部の所掌事務に係る自動車の使用における情報化の推進に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

第四百十条の見出し中「課等」を「課」に改め、同条中「及び首席海技試験官一人」を削る。

第四百四十一条中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、締約国資格証明書の有受有者の承認のための試験、水先

人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関すること。

第二百五十四条第一号中「首席海技試験官」を「総務課」に改める。

第二百五十五条及び第二百五十六条を次のように改める。

第二百五十五条及び第二百五十六条 削除

第二百五十七条中「建設課」を「技術企画課」に、「環境・技術課」を「国際・環境課」に改める。

第二百五十八条第六号中「環境・技術課」を「技術企画課」に改める。

第二百五十九条第二号中「港湾及び航路」を「港湾等」に改める。

第一百六十条第七号及び第八号中「環境・技術課」を「国際・環境課」に改める。

第一百六十一条（見出しを含む。）中「建設課」を「技術企画課」に改め、同条第一号中「環境・技術課」

を「国際・環境課」に改め、同条第三号中「機器の」の下に「整備及び」を加え、同条第四号を次のように

改める。

四 港湾の整備、利用及び保全並びに航路の整備及び保全に関する試験、研究及び技術の開発並びにこれらの助成並びに技術の指導及び成果の普及に関すること（国際・環境課の所掌に属するものを除く。）。

第百六十一条中第六号を第九号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 実用船用原子炉に係る原子炉の附属施設（船舶外に設置されるものに限る。）に関する規制に関すること。

八 港湾施設の工業標準に関すること。

第百六十一条第四号の次に次の一号を加える。

五 港湾の施設に関する技術上の基準に関すること。

第百六十二条（見出しを含む。）中「環境・技術課」を「国際・環境課」に改め、同条第三号中「建設課」を「技術企画課」に改め、同条第八号中「整備、利用」を「環境の整備」に、「整備及び」を「環境の」に改め、同条第九号を次のように改める。

九 港湾局の所掌事務に係る国際機関との連絡及び国際協力に関すること。

第百六十二条第十号から第十二号までを削る。

「総務課」
第百六十四条第一項中「三課及び予算管理官一人」を「四課」に、「総務課」を
航空安全推進課」
に改
める。

第百六十五条第二号中「こと」の下に「（航空安全推進課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条
中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 航空局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

七 空港整備特別会計の経理に関すること。

第百六十八条を削り、第百六十七条を第百六十八条とし、第百六十六条を第百六十七条とし、第百六十五
条の次に次の一条を加える。

（航空安全推進課の所掌事務）

第百六十六条 航空安全推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空局の所掌事務に関する航空の安全の確保（航空に関する危機管理を含む。次号において同じ。）
に関する対策の推進に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 航空局の所掌事務に関する航空の安全の確保に関する対策の推進に関する調整に関すること。

第七十五条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第一百八十条第二号中「技術部並びに」を削る。

第一百九十条の見出し中「政策調整官」を「参事官」に改め、同条第一項中「政策調整官三人」を「参事官五人」に改め、同条第二項中「政策調整官」を「参事官」に、「第四号まで、第六号及び第七号」を「第十号まで、第十四号及び第十五号」に改め、同条第三項中「第十七条第九号」を「第十七条第十七号」に改める。

第二百十三条第五項中「自動車業務監査指導部」を「自動車監査指導部」に改める。

第二百二十条第一項中「及び那覇航空交通管制部」及び「それぞれ」を削る。

第二百四十七条中第二十号を第二十二号とし、第十九号の次に次の二号を加える。

二十 留置業務に関すること。

二十一 海上保安庁の所掌に係る犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第

二条第二項に規定する犯罪被害者等をいう。)の権利利益の保護に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

第二百四十九条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第二条第一項中「第四条第一項第三十二号」を「第四条第一項第十九号」に改める。

附則第五条の四の見出し中「環境・海洋課」を「環境政策課」に改め、同条中「環境・海洋課」を「環境政策課」に、「第三十九条第四号」を「第四十条第三号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、第十五条第四項及び第五項の改正規定、第二十一条第一項の改正規定(「一人」を「二人」に改める部分に限る。)並びに第百条、第百一条第六号、第百七条第六号、第百十一条第一号、第百十三条第五号、第百五十七条、第百五十八条第六号、第百五十九条第二号、第百六十条から第百六十二条まで、第百七十五条、第百八十条第二号、第二百二十条第一項

、第二百四十七条及び第二百四十九条の改正規定並びに次項中国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）第九条の表港湾空港技術研究所分科会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部改正）

2 国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部を次のように改正する。

第九条の表港湾空港技術研究所分科会の項中「建設課」を「技術企画課」に改め、同表住宅金融支援機構分科会の項中「住宅資金管理官」を「総務課」に改める。

（独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正）

3 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「住宅資金管理官」を「総務課」に改める。

理由

国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、新たに大臣官房に建設流通政策審議官を、総合政策局に安心生活政策課、環境政策課及び海洋政策課を置く等の必要があるからである。